

令和7年度

総会議案書

■開催日時

令和7年4月27日(日)13時00分

■開催場所

新さっぽろアークシティホテル
(5階・アークホール)

(厚別区厚別中央2条5丁目6-2 Tel011-890-2525)

新さっぽろ町内会

新さっぽろ町内会総会

議事次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議 事

■ 報 告

報告第1号 令和6年度事業報告

報告第2号 令和6年度会計収支決算報告

報告第3号 令和6年度会計監査報告

■ 議 案

議案第1号 新さっぽろ町内会活動方針(案)について

議案第2号 令和7年度事業計画(案)について

議案第3号 令和7年度会計収支予算書(案)について

議案第4号 町内会会則の改訂(案)について

議案第5号 その他

5. 閉 会

令和6年度事業報告

【総務部】

1. ラジオ体操

- 実施期間:令和6年4月15日(月)~10月20日(日)
- 実施場所:新さっぽろ東公園
- 参加人員:延べ6,102名(1日平均32名) ※前年6,401(36)
※夏休み子供ラジオ体操
 - 実施期間:令和6年7月26日(金)~8月25日(日)
 - 実施場所:新さっぽろ東公園
 - 参加人員:幼児から小学6年生、延べ988名 ※前年924

2. 日帰り研修旅行

- 実施日時:令和6年10月8日(火) 新さっぽろ東公園午前9時出発
- 研修先:小樽海上観光船「あおばと」乗船:小樽埠頭
「田中酒造 亀甲蔵」(小樽市信香町2番2号)
- 昼食会場:「中国レストラン好(ハオ)」(小樽市色内1丁目2-18)
- 帰着時刻:午後3時帰着(新さっぽろ東公園)
- 参加人員:45名 ※前年39

3. 町内会パークゴルフ大会

- 実施日時:令和6年9月23日(秋分の日) 9時出発
- 実施場所:八剣山パークゴルフ場(札幌市南区砥山182)
- 参加人員:28名 ※前年20

4. 新春ふれあい正月遊び&雪中ゲーム大会

- 実施日時:令和7年1月19日(日)
- 実施場所:厚別老人福祉センター・新さっぽろ東公園
- 女性部・体育部と共に催

5. 町内会麻雀大会

令和6年度の『町内会麻雀大会』は、下記の日程で実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染防止拡大のため、会場である厚別老人福祉センターが使用できないため、中止としました。

- 実施日時:令和7年3月2日(日)
- 実施場所:厚別老人福祉センター

6. 新さっぽろ町内会クラブ活動への助成(例年通り実施)

- 助成対象クラブ:(1)パークゴルフクラブ 助成金額:50,000円
- (2)ゴルフクラブ 助成金額:40,000円
- (3)さわやかサロン 助成金額:36,000円
- (4)柳寿会 助成金額:150,000円

令和6年度事業報告

【女性部】

1. ペタンクゲームの開催

■実施期間:令和6年4月～10月(5月は雨で中止のため、年6回実施)

※8月は、“三世代交流大会”を実施。

■実施場所:新さっぽろ東公園

■参加人員:延べ94名(子ども13名)

2. 手芸サークル

■実施期間:令和6年4月～12月・令和7年1月～3月(年12回実施)

■実施場所:厚別老人福祉センター

■参加人員:延べ108名

※手芸講座の内容

★カーネーション・チュウリップの花

★折り紙で作る傘・ウサギのピエロ

★小鳥と木の実のブローチ・帽子のペンダント

★クリスマスリース・軍手で作るくまのぬいぐるみ

★昔のお嬢さんのお人形

3. 新春ふれあい正月遊び＆雪中ゲーム大会

■実施日時:令和7年1月19日(日)

■実施場所:新さっぽろ東公園・厚別老人福祉センター

■総務部・体育部との共催

4. 厚別区民祭りへの参加・協力

厚別音頭踊りへの参加(新さっぽろ町内会より3名参加)

5. 祝賀等

令和7年度 新入学児童へのお祝い贈呈 (令和7年3月)

※贈呈対象者 4名

6. 厚別中央町連「演芸発表会」への協力・参加

■開催日時:令和7年2月15日(土)

■開催場所:厚別区民センター 2階 区民ホール

※新さっぽろ町内会から2名の方に参加いただきました。

7. 厚別中央町連女性部の関連行事・事業への参加

女性部定例会(年10回開催)を含め、各行事と事業に参加

8. 厚別老人福祉センターとの共催行事は、ありませんでした。

令和6年度事業報告

【福祉部】

■『新さっぽろ町内会福祉推進委員会』の活動とその支援について

1.『新さっぽろ町内会福祉推進委員会』の開催

令和6年度の『新さっぽろ町内会福祉推進委員会』の開催はありませんでした。

2.「ワーキング・チーム」の活動状況について

●「ワーキング・チーム」は、新さっぽろ町内会福祉推進委員会の内部組織として位置づけられ、女性福祉推進委員による「チーム」を編成し、『見守り対象者』への見守り活動と支援活動を実施しております。

●令和6年度の「ワーキング・チーム」は、令和6年7月に1回開催し、以下の見守り活動と支援活動を実施しております。

- (1) 女性福祉推進委員で構成する「ワーキング・チーム」は、新さっぽろ町内会を担当する民生・児童委員と連携を取り、新さっぽろ町内会の高齢者の皆さん的心情に寄り添った『見守り』活動を実施しています。
- (2) その活動要領は、令和2年度から、『さわやかサロン』の活動と連動させて、『見守る』方々に『さわやかサロン』や町内会の各種行事(手芸サークル、ペタンクゲーム等)への参加を促し、日頃から声かけや見守りを実施して、地域から孤立しないように努めています。

※【見守り対象者】の現状

- (1) 町内会の民生・児童委員、福祉推進委員と協議した結果、【見守り対象者】は84名、このうち、独居の方は46名となっています。

なお、夫婦二人、家族(息子・娘)同居でも高齢の方(満85歳以上)

独居の方(77歳以上)を『見守り対象者』としています。

- (2)『見守り対象者』の把握については、今後とも『ワーキング・チーム』の活動によって、隨時、追加・修正し、正確な現状把握に努めます。

尚 今年度より【要配慮者】から【見守り対象者】とわかりやすい表現に変更いたしました。

■令和6年度の『さわやかサロン』の開催状況について

今年度も高齢者の健康増進・維持を目的として、年間30回以上開催し、「見守り活動」の一端を担っています。

開催状況:令和6年4月～令和7年3月 毎月3回開催

開催場所:厚別老人福祉センター(大広間・2階教養室)

参加人員:月平均37名 延べ450名

実施内容:さわやか体操、歌唱、楽々ヨガ、おしゃべり、モルック、
ランチ会、忘年会

■敬老者への記念品贈呈について

実施日時:令和6年9月16日

対象者:25名(喜寿17名、米寿8名)

■厚別老人福祉センターとの共催事業について

コロナウイルス感染防止対策のため中止となっていましたが、今年度より事業を再開し、年3回(令和6年6月、7月、9月)開催しました。

令和6年度事業報告

【環境部】

1. 清掃活動

■春の大掃除(新さっぽろ町内会全区で実施)

→実施日時:令和6年4月21日(日)午前9時から

→参加人員:111名

■秋の大掃除(新さっぽろ町内会全区で実施)

→実施日時:令和6年10月20日(日)午前9時から

→参加人員:82名

■新さっぽろ東公園及びもみじ橋公園管理及び草刈り(年3回実施)

実施日時:6月7、8日、7月19、20日、9月27、28日

→老人クラブ「柳寿会」に業務委託

※「柳寿会」では、5月から11月まで、毎月2回(1日と15日)町内会地域のゴミ拾いを実施。

2. 街路樹枠への花植栽と管理

■実施日時:令和6年5月26日(日) 午前9時から

■参加人員:82名

■管理:植栽後の水やり及び草取りは各区で実施

※「柳寿会」では、新さっぽろ東公園のトリム花壇に花植栽を実施

☆花植栽と管理について、高齢化に伴い管理が十分に出来ない状況であり今後の実施について見直しの意見が出され、各区にアンケート調査の結果、取り止めが11区、継続1区であり次年度は、柳寿会と1区の実施予定とします。

3. 札幌市・町内会共同除排雪(パートナシップ)

■今年度は降雪量が少ないため中止しました。

ただし、道路幅拡幅ための小規模除排雪を市の計画で実施しています。

4. 健康診断の周知・取りまとめ

■厚別区胃がん・大腸がん検診

実施場所:厚別保健センター

実施日時:令和6年5月19日(日)

受診者:6名

■北海道対がん協会がん検診

実施場所:札幌がん検診センター

実施日時:令和6年8月2日(金)

受診者:6名

5. 資源回収事業

■資源回収実施日

古紙等:毎月第2土曜日に実施

■令和6年度資源回収実績(令和6年1月～令和6年12月)

交付金対象回収量:16,736kg 金属類 36.5kg

回収金額:82,230円(町内会回収金 15,130+市助成金 67,100)

6. 正しいゴミ出しの啓発(毎月の回覧にて)

■資源とゴミの分け方・出し方一覧

■ゴミの減量3つのポイント(紙類、容器プラ、生ごみ)

令和6年度事業報告

【体育部】

■ 今年度も昨年に引き続き、中高生のリーダーに積極的な活動のお手伝いを依頼し、ゲームの実施内容についても、更に工夫・改善を図りながら、『納涼まつり花火大会』・『秋季ふれあいミニ運動会』・『新春ふれあい雪中ゲーム&正月遊び』を開催しました。

1. 納涼まつり・花火大会

■ 令和6年度の“新さっぽろ町内会納涼まつり花火大会”は、下記の日程で実施しました。

実施日時:令和6年8月18日(日)18:00開始

実施場所:新さっぽろ東公園

参加人員:245名

(幼児33名・小学生71名・大人115名・中高生26名)

2. 秋季ふれあいミニ運動会

■ 令和6年度の“秋季ふれあいミニ運動会”は、下記の日程で実施予定のところ残念ながら雨天のため中止となりました。

実施日時:令和6年10月20日(日)

実施場所:新さっぽろ東公園

参加人員(参加賞の受領状況):62名

(幼児10名・小学生14名・大人22名・中高生16名)

3. 新春ふれあい雪中ゲーム&正月遊び(「総務部」・「女性部」との共催事業)

■ 令和6年度の“新春ふれあい雪中ゲーム&正月遊び”は、下記の日程で実施しました。

開催日時:令和7年1月19日(日) 9:20開始

開催場所:新さっぽろ東公園及び厚別老人福祉センター

参加人員:64名

(幼児11名・小学生21名・大人24名・中高生8名)

令和6年度事業報告

【安全部】

1. 夏休み夜間防犯パトロールの実施結果

令和6年度の「夏休み夜間防犯パトロール」は、下記の実施要領に基づいて、各区長・副区長等に協力をいただき、実施しました。

(1) 実施要領

- 実施期間:令和6年8月1日(木)~年8月9日(金)
- 実施時間:22:00~22:30(10分前に集合、事前の打ち合わせ後出発)
- 集合場所:新さっぽろ東公園(プレハブ保管庫前)
- 巡回区域:新さっぽろ町内会全区域

(2) 夏休み夜間防犯パトロールのチェック項目別の実施結果

【項目①】コンビニ前や野津幌川遊歩道

- 8月1日(木)~8月9日(金) →巡回の全期間に亘って「異常なし」

【項目②】不審者・車

- 8月1日(木)~8月9日(金) →巡回の全期間に亘って「異常なし」

【項目③】ごみステーションのごみの前日出し

- 巡回実施8日間で8件の「ゴミの前日出し」が有りました。

【項目④】無灯火の夜間路上駐車

- 8月1日(木)~8月9日(金) →巡回の全期間に亘って「異常なし」

【項目⑤】街路灯

- 8月1日(木)~8月9日(金) →巡回の全期間に亘って「異常なし」

【項目⑥】その他気づいた箇所

- 8月1日(木)~8月9日(金) →巡回の全期間に亘って「異常なし」

2. 令和6年度ひばりが丘小学校児童の交通安全啓蒙の実施

- 新さっぽろ町内会は、交通安全運動の一環として、町内会のひばりが丘小学校通学児童の登校時の交通安全を図るため、町内会の有志をもって、交通安全街頭啓発を実施しています。

●対象学校:ひばりが丘小学校

●実施時期: 新入学児童初登校日	4/8 ~ 4/12
ゴールデンウイーク連休明け	5/7 ~ 5/8
夏休み明け	8/26 ~ 8/27
冬休み明け	1/15 ~ 1/16

●実施時間:午前7時40分~8時10分

●実施場所:厚別中央2条5丁目交差点(地下鉄4番口)

●参加者:町内会役員・柳寿会・PTA有志

3. 交通安全運動への参加

■ 厚別中央町連から示された「令和 6 年度交通安全運動実施計画」の『早朝街頭啓発』の実施日と当番町内会(案)に基づいて、下記のとおり実施しました。

(1) 夏の交通安全市民総ぐるみ運動

- 実施日時:令和 6 年 7 月 12 日(金)
- 実施時間:午前 8 時 ~ 午前 8 時 20 分
- 実施場所:どんでん厚別店前・ニトリ厚別店前
※新さっぽろ町内会は当番町内会に指定

(2) 冬の交通安全総ぐるみ運動

- 実施日時:令和 6 年 11 月 13 日(水)
- 実施時間:午前 8 時 ~ 午前 8 時 20 分
- 実施場所:どんでん厚別店前・ニトリ厚別店前

4. 街路灯の巡回及び新規の設置について

■ 新さっぽろ町内会全域の街路灯の点検を実施し、保守管理を行うとともに、各単位町内会からの要請を受けて、必要な場所における街路灯の新規設置等を行っていますが、令和 6 年度の街路灯新基新設は、ありませんでした。

【報告第2号】

令和6年度会計収支決算書

自:令和6年4月1日 至:令和7年3月31日

■収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	予 算 比	備 考
繰 越 金	934,373	934,373	0	前年度より繰越
町内会会費	2,600,000	2,609,080	9,080	
市交付金	275,200	240,000	△35,200	札幌市の住民組織助成金
公園管理委託金	133,000	138,000	5,000	2箇所分
雑 収 入	76,995	172,067	95,072	資源回収・同奨励金、研修旅行参加費90
積立金より	500,000	0	△500,000	取崩しせず
合 計	4,519,568	4,093,520	△426,048	

■支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	予 算 比	備 考
企画管理	総 会 費	400,000	368,000	△32,000 議案書印刷、会場費
	会 議 費	70,000	20,910	△49,090 役員会、運営委員会、その他会議等
	総 務 費	240,000	254,338	14,338 赤十字社寄付金、赤い羽根募金、区民祭り他
	事務通信費	110,000	57,233	△52,767 コピー用紙、各種文具等、切手
	賃 借 料	50,000	50,000	0 会議室賃借料
	慶弔費	200,000	115,000	△85,000 香典代
	区・役員活動費	200,000	179,000	△21,000 役員、区長、副区長活動費
	企画管理費小計	1,270,000	1,044,481	△225,519
事業活動	総 務 部	350,000	311,113	△38,887 ラジオ体操、研修旅行、パークゴルフ大会等
	女性部	250,000	158,811	△91,189 手芸講座、ペタンク会、新入学お祝
	福祉部	200,000	125,000	△75,000 福祉委員会、さわやかサロン、敬老お祝
	環境部	900,000	25,715	△874,285 共同排雪(中止)、春・秋清掃、花壇管理、資源管理
	体育部	500,000	446,032	△53,968 納涼花火大会、ミニ運動会、雪中運動会
	安全部	70,000	46,966	△23,034 交通安全、防犯防災対策、街路灯管理
	事業活動費小計	2,270,000	1,113,637	△1,156,363
	公園管理委託	133,000	138,000	5,000 公園2箇所柳寿会に委託
その他の	負担金	184,000	160,000	△24,000 厚別中央町連負担金
	補助金	276,000	276,000	0 柳寿会、ゴルフクラブ、パークゴルフクラブ、さわやかサロン
	区活動助成金	100,000	69,300	△30,700 各区行事等への助成(グランドハイツ区、ミサワ区)
	雑 費	1,000	1,100	100 振込手数料等
	予備費	285,568	20,000	△265,568 下野幌会館リフォーム寄付金
	返戻金	0	0	0
	積立金へ繰入	0	0	0
	その他小計	979,568	664,400	△315,168
	合 計	4,519,568	2,822,518	△1,697,050
	次年度繰越金	0	1,271,002	1,271,002 <共同排雪中止830>
	総 計	4,519,568	4,093,520	△426,048

積立金保管状況	金 額	備 考
前期末残高	3,384,208	北洋銀行厚別中央支店定期預金(1年物)
期中受取利息	59	
積立金繰入額・取崩額	0	
令和7年3月31日残高	3,384,267	

【報告第3号】

令和6年度会計収支決算監査報告

令和6年度、新さっぽろ町内会会計について、会計諸帳簿・領収書および預金通帳等を監査した結果、収入および支出の事務は、適正に処理され、収支決算報告書のとおり相違ないことを確認しましたので、報告します。

令和7年4月5日

新さっぽろ町内会

会計監事 大隈芳弘



会計監事 吉岡光明



令和7年度 新さっぽろ町内会活動方針(案)

■ 新さっぽろ町内会の会則(3条、4条)には、町内会は、区域内の振興発展と住民の親睦並びに福祉の充実を図り、もって安全・安心な町をつくることを目的とし、その目的を達成するため、会員は、事業へ積極的に参加するとともに、会員相互が思いやりの精神を尊重し、ふれあいの町づくりに努め、町内会の発展と福祉の充実を図ることを基本方針として、次の重点目標を示しております。

1. 会員各位が、積極的に事業への参加と推進に協力する。
2. 会員相互の親睦・融和を図る。
3. 会員は、互助の精神で優しい地域社会づくりに努める。
4. 少子化・高齢化社会に適応した福祉事業の推進に努める。
5. 会員の福利厚生事業を推進する。
6. 交通安全・防犯・防火・防災の意識の向上を図る。
7. 地域の環境整備を推進する。

■ 新さっぽろ町内会は、創設 25 周年を迎えました。会員の皆様のご理解、ご協力により“美しい、住みよい町内会”になりました。そして、町内会に隣接する地域は札幌副都心開発が完了し、北海道の新しい顔”として、益々賑わいを増してきています。

今年度も、これらの環境の変化に対応して、更に、“より美しい、より住みよい町内会”を目指して、会員の皆様と共に活動していきたいと思います。

1. 町内会の組織・運営要領と事業活動の推進

- (1) 永年に亘り培われたレガシーの継続・更新
- (2) SNSを活用した情報の共有と広報による事業活動の活発

2. 高齢者福祉の取り組み

- (1) 福祉推進委員(女性委員)と民生・児童委員及び地域の方々と連携した高齢者の見守り
- (2) 高齢者に対し町内会行事への案内・参加の誘いによる声掛け

3. 町内会活動の活性化と地域づくり

- (1) 「実行委員会方式」による行事の実行
- (2) “家族で参加し楽しんでいただく”ことを重点とした行事
①「納涼まつり花火大会」 ②「秋季ふれあいミニ運動会」
③「ふれあい雪中ゲーム大会＆正月遊び」④「春、秋の大掃除」

4. 環境美化の推進

- (1) 町内の環境美化は、安全・安心な町づくりの重要な施策と認識
- (2) 町内会、柳寿会及び町内が一体となり、街路樹や花壇、野津幌川提防周辺、ゴミステーション等の環境美化への取り組み

5. 広報活動の積極的な実施

- (1) 町内会活動の状況を役員会、回覧等で発信、伝達の徹底
- (2) 「町内会ホームページ」による町内会活動の紹介
- (3) 「町内会掲示板」による会員の皆様からのご意見、ご要望の把握

6. 防災体制の整備

- (1) 災害発生等非常時において、迅速に情報収集・伝達しうる「町内会災害時連絡網」を整備
- (2) 「札幌市土砂災害避難地区(ハザードマップ)」を基に、「新さっぽろ町内会地域のハザードマップ」の作成

令和7年度 事業計画(案)

【総務部】

1. ラジオ体操

2.

■実施期間:令和7年4月14日(月)～令和7年10月19日(日)

■実施場所:新さっぽろ東公園

■実施時間:午前6時30分

※夏休み子供ラジオ体操

■実施期間:小学校の夏休み期間

■実施場所:新さっぽろ東公園

■参加範囲:幼児から小学6年生まで

2. 日帰り研修旅行

※ 令和4年度より再開しましたが、ご要望も多いので引き続き実施します。

■実施時期:令和7年9月～10月の期間に実施予定

■実施場所:「実行委員会」を設置し、検討のうえ選定

3. 町内会パークゴルフ大会

■実施日時:令和7年9月23日(秋分の日)

■実施場所:未定

4. 新春ふれあい正月遊び＆雪中ゲーム大会

■実施日時:令和8年1月18日(日)

■実施場所:厚別老人福祉センター・新さっぽろ東公園

※この事業は、女性部、体育部と共に、「実行委員会」を設置して実施します。

5. 新さっぽろ町内会クラブ活動への助成

■助成対象クラブ:	(1)パークゴルフクラブ	助成金額: 30,000 円
	(2)ゴルフクラブ	助成金額: 30,000 円
	(3) さわやかサロン	助成金額: 36,000 円
	(4) 柳寿会	助成金額: 120,000 円

令和7年度 事業計画(案)

【女性部】

1. ペタンクゲームの開催

■実施日程:令和7年4月～令和7年10月(年7回実施予定)

※8月は、3世代交流大会を実施

■実施場所:新さっぽろ東公園

2. 手芸サークル

■実施日程:令和7年4月～令和8年3月(年12回実施予定)

■実施場所:厚別老人福祉センター-

3. 新春ふれあい正月遊び＆雪中ゲーム大会

■実施日時:令和8年1月18日(日)

■実施場所:厚別老人福祉センター・新さっぽろ東公園

※この事業は、総務部、体育部との共催

4. 厚別区民祭りへの協力・参加

■厚別音頭踊りへの参加

5. 祝賀等

■新入学児童へのお祝いの贈呈(令和8年3月)

6. 厚別中央町連「演芸大会」への協力・参加

■開催時期:令和8年2月

■開催場所:厚別区民センター 2階ホール

7. 厚別中央町内会連合会女性部の関連行事・事業への参加

8. 厚別老人福祉センターとの共催行事の実施

※共催行事については、厚別老人福祉センターと協議のうえ、決定。

令和7年度 事業計画(案)

【福祉部】

■『新さっぽろ町内会福祉推進委員会』の活動とその支援について

1. 新さっぽろ町内会福祉推進委員会につきましては、今後の見守り活動、又町内会の事業に基づき、必要となった場合に委員会を開催することと致します。

また『ワーキング・チーム』につきましては、必要に応じて開催し、町内会における『見守り対象者』の現状把握とその対応等について検討・協議を行い、適切な対応に努めます。

2.『さわやかサロン』の活動について

令和7年度の『さわやかサロン』は、次の日程で開催します。

実施日程:令和7年4月～令和8年3月までの期間、毎月3回
計36回開催

実施場所:厚別老人福祉センター(大広間、2階・教養講座室)

参加人員:毎月、開催案内を配付(月平均30名前後)

実施内容:さわやか体操、各種ゲーム、楽々ヨガ、民謡体操、モルック、おしゃべり、日帰旅行、近隣散策(お花見)、忘年会等

■『厚別老人福祉センター』との共催事業について

昨年度に続き、今年度も開催へ向けて、厚別老人福祉センターと協議を行っております。開催内容、日程等につきましては、決まり次第、回覧板等でご案内します。

■『敬老者』への記念品の贈呈について

実施日時:令和7年9月15日(敬老の日)

対象者:喜寿(77歳)・米寿(88歳)・白寿(99歳)を迎えた方

令和7年度 事業計画(案)

【環境部】

1. 春の大掃除

■実施日時:令和7年4月20日(日) 実施予定

※ 2週間前に、各区長宅に回覧文書及びゴミ袋を配付します。

■実施場所:新さっぽろ町内会全区

2. 秋の大掃除

■実施日時:令和7年10月下旬 実施予定

■実施場所:新さっぽろ町内会全区

3. 新さっぽろ東公園管理及び草刈り実施

※「柳寿会」に業務委託して毎月の管理報告と草刈りを実施。

(草刈りは、6月、7月、9月の3回実施予定)

4. 街路樹枠への花植栽と管理

☆ 令和6年度、花植栽の実施アンケート調査の結果により、老人クラブ「柳寿会」と希望する区とします。

■実施日時:令和7年5月下旬実施予定

■実施場所:柳寿会のトリム花壇、花植栽を希望する区

5. 札幌市・町内会共同除排雪(パートナーシップ)

■実施日時:令和8年2月中旬実施予定

■実施場所:新さっぽろ町内会地域の市道

6. がん検診

※厚別区保険センター(5月中旬) 実施するがん検診の内容を町内会会員に回覧周知して、受診希望の取りまとめ報告及び北海道対がん協会(8月上旬)が実施するがん検診の回覧周知を行う。(北海道対がん協会は令和7年度から個人申込みに変更になり町内会は回覧周知を実施だけになります。)

7. 資源回収

■古紙・アルミ缶(毎月第2土曜日)

8. 正しいゴミ出しの啓発(札幌市ごみ分別アプリの紹介等)

※資源とゴミの出し方・分け方について、回覧通知

令和7年度 事業計画(案)

【体育部】

1. 納涼まつり花火大会

■実施日時:令和7年8月17日(日)

■実施場所:新さっぽろ東公園

■実施方法:『実行委員会』方式

2. 秋季ふれあいミニ運動会

■実施日時:令和7年10月19日(日)

■実施場所:新さっぽろ東公園

■実施方法:『実行委員会』方式

3. 新春ふれあい雪中ゲーム&正月遊び(「総務部」・「女性部」との共催事業)

■実施日時:令和8年1月18日(日)

■実施場所:新さっぽろ東公園・厚別老人福祉センター

■実施方法:『実行委員会』方式

令和7年度 事業計画(案)

【安全部】

1. 夏季防犯巡回の実施

小中学校と高校の夏休み期間において、不測の事件・事故等の発生を防止することを目的として、夜間の防犯巡回を昨年度に引き続き実施します。

■実施期間:令和7年7月下旬～8月上旬の10日間程度

■実施時間:22:00～22:30

■集合場所:新さっぽろ東公園(プレハブ保管庫前)

■携行品:安全部で用意(赤色灯・たすき・ライト)

■巡回区域:新さっぽろ町内会全区域

※巡回の組合せと実施日程、巡回経路、留意事故等については、別途、安全部長より連絡します。

■防犯パトロールチェック項目

- ・ 不審者
- ・ ごみステーションの前日出し(放火防止)
- ・ 街路灯
- ・ その他気づいた箇所

■参加者:安全部長より役員会出席者へ連絡

2. ひばりが丘小学校児童の登校交通安全啓蒙の実施

新さっぽろ町内会区域に居住する小学生等の児童を対象に、交通安全の啓蒙指導を昨年度に引き続き実施します。

■実施時期:4月 新入学児童の初登校の時期

5月 ゴールデンウィーク連休明け

8月 夏休み明け

1月 冬休み明け

■実施時間:実施対象日の午前7時40分～8時20分

■実施場所:厚別区厚別中央2条5丁目交差点(地下鉄4番口)

■参加者:町内会・柳寿会・PTA有志

3. 令和7年度「交通安全運動」の実施について

令和7年度交通安全運動実施計画の「早朝街頭啓発」の実施日と当番町内会等が決まりましたので、町内会役員、柳寿会・PTA有志の皆さまのご協力を得て実施します。

(1) 夏の交通安全市民総ぐるみ運動(全国一斉)

■実施日時:令和7年7月13日(日)～22日(火)

■実施時間:午前8時～8時20分

■実施場所:どんでん厚別店前、ニトリ厚別店前

(2) 冬の交通安全市民総ぐるみ運動(全国一斉)

■実施日時:令和7年11月13日(木)～22日(土)

■実施時間:午前8時～8時20分

■実施場所:どんでん厚別店前、ニトリ厚別店前

4. 街路灯の巡回及び新規の設置について

- 新さっぽろ町内会全域の街路灯の点検を実施し、保守管理を行うとともに、各区の要請を受けて、必要な場所における街路灯の新規設置等を実施します。

5. 新さっぽろ町内会区域のハザードマップの作成について

- 新さっぽろ町内会区域を対象とする災害発生時における『ハザードマップ』の作成については、新さっぽろ町内会員の意見を聞き、『ハザードマップ』作成等に係る検討・協議等を継続し、災害発生時に有効に機能する『ハザードマップ』の作成に取り組みます。

【議案第3号】

令和7年度会計収支予算書(案)

■収入の部

科 目	前年度決算額	予 算 額	備 考
繰 越 金	934,373	1,271,002	
町内会会費	2,609,080	2,600,000	
市 交 付 金	240,000	240,000	札幌市の住民組織助成金
公園管理委託金	138,000	74,000	1箇所(1箇所減)
雑 収 入	172,067	82,000	資源回収・同奨励金
積立金より	0	500,000	定期預金取崩
合 計	4,093,520	4,767,002	

■支出の部

科 目	前年度決算額	予 算 額	備 考
企画管理	総 会 費	368,000	300,000 会場費(印刷代減)
	会 議 費	20,910	役員会、運営委員会、その他会議等
	総 務 費	254,338	赤十字社寄付金、赤い羽根募金、区民祭り他
	事務通信費	57,233	コピー用紙、各種文具等、切手他
	賃 借 料	50,000	会議室賃借料
	慶弔 費	115,000	香典代
	区・役員活動費	179,000	役員、区長、副区長活動費
	企画管理費小計	1,044,481	1,150,000
事業活動	総 務 部	311,113	ラジオ体操、研修旅行、パークゴルフ大会等
	女 性 部	158,811	手芸講座、新入学お祝い
	福 祉 部	125,000	福祉委員会、防災活動、公園散策会、敬老お祝い
	環 境 部	25,715	共同排雪(中止)、春・秋清掃、花壇管理、資源回収
	体 育 部	446,032	納涼花火大会、ミニ運動会、雪中運動会
	安 全 部	46,966	交通安全、防犯防災対策、街路灯管理、備品更新
	事業活動費小計	1,113,637	2,330,000
その他	公園管理委託	138,000	公園1箇所柳寿会に委託(1箇所減)
	負 担 金	160,000	厚別中央町連負担金
	補 助 金	276,000	柳寿会、ゴルフクラブ、パークゴルフクラブ、さわやかサロン
	区活動助成金	69,300	各区行事等への助成
	雑 費	1,100	振込手数料等
	予 備 費	20,000	200,000
	返 戻 金	0	
	積立金へ繰入	0	
	その他小計	664,400	752,000
合 計		2,822,518	4,232,000
次年度繰越金		1,271,002	535,002
総 計		4,093,520	4,767,002

【議案第4号】

町内会会則の改訂(案)について

『区活動助成金』については、以前は企画管理費の「区・役員活動費」として予算化していましたが、平成28年度より『区活動助成金』という新規科目を設けて予算化しております。なお、平成30年度までその経過措置として、各区の町内会費負担額の一ヶ月分を還付しておりましたが、平成31年度からは、各区における区独自の行事・新規の催事等を助成の対象とし、事前の申請と事後の報告を義務付けております。しかし、このことについては、町内会会則に規定されていないことから、この助成制度の明確化と効率的な運用を図るために今般、下記のとおり町内会会則に新たに盛り込みたく提案いたします。

【条項の追加ならびにそれに伴う変更箇所】

■ 第四章の表題の変更

表彰及び慶弔・見舞 ⇒ 表彰及び慶弔・見舞・活動助成

■ 条項の追加

(活動助成)

第17条

町内会は、各区における区独自の行事・新規の催事等に対して助成することができる。ただし、助成金額は各区の町内会費の年間負担額の一ヶ月分を上限とし、事前の申請と事後の報告を必要とする

なお、小規模な区においては、助成金額が少ないため有意義な活動に支障をきたす場合は、運営委員会の判断で助成枠を2万円まで拡大することができるものとする。

■ 第五章以降の条番号の変更

新条項を第17条としたところから、以降の条番号を1つずつずらし、最終条項を第22条とする

■ 付則の追加

9. この会則は令和7年4月1日から一部改正し実施する

新さっぽろ町内会 会 則

第一章 総 則

(名称・事務所)

第1条 会の名称は、「新さっぽろ町内会」と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域・会員)

第2条 新さっぽろ町内会(以下「町内会」と云う)の区域は、厚別区厚別中央1条7丁目及び厚別中央2条6丁目とし、この区域に居住する住民(以下「会員」と云う)をもって構成する。

(目的)

第3条 町内会は、会員の親睦及び福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会(安心・安全)の維持及び形成に資することを目的とする。

(基本方針と重点目標)

第4条 町内会は、前条の目的を達成するため、次の基本方針及び重点目標に準じて、年間の行事並びに事業を実施する。

1. 基本方針

会員は、行事並びに事業へ積極的に参加するとともに、会員相互が思いやりの精神を尊重し、ふれあいの街づくりに努め、町内会の発展と福祉の充実を図る。

2. 重点目標

- 1) 会員は、積極的に行事並びに事業への参加と推進に協力する。
- 2) 会員相互の親睦・融和を図る。
- 3) 会員は、互助の精神で優しい地域社会づくりに努める。
- 4) 少子化・高齢社会に適応した福祉事業の推進に努める。
- 5) 会員の福利厚生事業を推進する。
- 6) 交通安全・防犯・防火・防災の意識の向上を図る。
- 7) 地域の環境整備を推進する。

(組織)

第5条 第2条の区域を区に分け、次の組織を置き、町内会を運営する。但し、区域の区分は、「新さっぽろ町内会 区別及び加入世帯数表」により定める。

1. 町内会役員会(以下「役員会」と云う)。
 2. 町内会運営委員会(以下「運営委員会」と云う)。
 - ①会計事務局(会計事務一般、資産管理、その他)
 - ②総務部(企画・調整、広報、連絡、調査、クラブ育成、他の部に属さない事項)
 - ③女性部(子供の育成、女性活動等)
 - ④福祉部(福祉の推進、福祉推進委員会の活動等)
 - ⑤環境部(健康管理、公園・道路の管理美化・除排雪等)
 - ⑥体育部(親睦事業の企画・実施、青少年・スポーツ活動の育成等)
 - ⑦安全部(交通・防犯・防火・防災の指導啓発、街路灯の管理等)
 - ⑧各クラブ

第二章 役員

(役員・任期)

第6条 町内会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名、副会長 2名、会計事務局長 1名、各部長 1名、各副部長若干名。
2. 会計監事 2名。
3. 前 1項、2項の役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
4. 補欠役員の任期は、他の在任役員の任期が満了する時までとする。
5. 役員は、任期満了した場合でも、後任者が就任するまで引き続き職務を行うものとする。
6. 各区の規定により、区長 1名、副区長若干名を置き、必要により班長を置くことができる。
7. 各クラブに代表 1名を置く。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、それを代行する。
3. 会計監事は、町内会の資産及び会計を監査し、総会にその結果を報告する。
4. 会計事務局長は、町内会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿類を管理する。
5. 部長は、部を統括する。副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、それを代行する。
6. 区長は、区内を統括する。副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは、それを代行する。
7. 班長は、班内の事務を執行する。
8. 各クラブ代表は、それぞれのクラブを纏め、事業を執行する。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は、次によるものとする。

1. 会長、副会長、会計事務局長、会計監事については、選考委員会の推薦により、本人の同意を得て、総会において選出する。
2. 前項候補者を選考するため、役員会の中に選考委員会を設ける。選考委員会の詳細については、「新さっぽろ町内会会則施行細則」に定める。
3. 各部長、各副部長は、会長が各区からの推薦等を受け、会長が推挙し、役員会に諮って選出する。
4. 区長、副区長並びに班長は、それぞれ各区で選出する。
5. クラブ代表は、各クラブで選出し、会長に報告する。

(役員の報酬)

第9条 町内会の役員は、原則として無報酬とする。但し、職務のための経費を要する場合は、その経費を支給する。

(顧問・相談役)

第10条 町内会に、顧問・相談役を置くことができる。

1. 顧問・相談役は、運営委員会の会務について、意見及び助言をすることができる。
2. 顧問・相談役は、会長が推挙し、役員会において選出する。

第三章　会　議

(会　議)

第 11 条 町内会の会議は、次のとおりとする。

定期総会、臨時総会、役員会、運営委員会、各部会

(総会等・議決)

第 12 条 町内会の各会議の構成及び議決は、次のとおりとする。

1. 総会は、代議員をもって構成し、会長が招集し、議長が主宰する。

1) 定期総会は、毎年、年度始めに開催する。

2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の過半数の要求がある場合に開催する。

3) 代議員数は、各区定数 2 名、世帯数 40 戸を超える区は、40 戸につき 1 名を加える人数とする。但し、世帯数は、毎年 4 月 1 日現在のものとする。

4) 議長は、総会で選出する。

5) 総会は、次の事項を審議し、出席代議員の過半数の同意で議決する。

①事業報告 ②決算報告 ③事業計画 ④予算書 ⑤会則の改廃

⑥役員の選出 ⑦その他の必要事項

6) 総会の議事については、議事録を作成することとする。

2. 役員会は、会長、副会長、会計事務局長、各部長、各副部長並びに区長、副区長をもって構成する。

1) 役員会は、原則として月例会とし、会長が招集し主宰する。

2) 役員会は、次の事項を決定する。

①総会へ付議すべき事項

②行事・事業の執行

③施行細則の改廃

3. 運営委員会は、会長、副会長、会計事務局長、各部長並びに各副部長をもって構成する。

1) 運営委員会は、原則として月例会とし、会長が招集し主宰する。

2) 運営委員会は、町内会の予算・行事・事業など総会に付議するべき事項を企画立案し、役員会の承認を得て総会に諮るものとする。

3) 運営委員会は、町内会の予算・行事・事業の執行にあたっては、その実施計画等について役員会に諮り、その承認を得なければならない。

4. 各種部会は、部長が事業執行にあたり、各区から選出された部員を召集し、会議を主宰する。

5. 町内会の重要な行事や新規の事業の実施にあたっては、役員会の中に、「実行委員会」を設けることができるものとする。「実行委員会」設置の詳細は、「新さっぽろ町内会会則施行細則」に定める。

第四章 表彰及び慶弔・見舞・活動助成

(表 彰)

第 13 条 町内会に功労があった者、又は町内会の事業執行に、他の模範となる行為があつた者に対し、表彰することができる。

表彰は、表彰状又は感謝状の贈呈によって行うものとし、特に功労顕著な者に対しては、記念品を添えることができる。

(敬 老)

第 14 条 町内会は、喜寿、米寿、白寿に達した会員に対し、記念品等を贈り、敬意を表するものとする。

(入学祝い等)

第 15 条 町内会は、小学校への新入学児童に、祝い品を贈るものとする。

(弔意・見舞い)

第 16 条 町内会は、会員の死亡又は不慮の被災に対しては、次により、弔慰金・見舞金を贈るものとする。

1) 弔慰金

①世帯主及びその配偶者	10,000 円
②同居会員	5,000 円

2) 見舞金

その都度、運営委員会で決めるものとする。

(活動助成)

第 17 条 町内会は、各区における区独自の行事・新規の催事等に対して助成することができる。ただし、助成金額は各区の町内会費の年間負担額の一ヶ月分を上限とし、事前の申請と事後の報告を必要とする
なお、小規模な区においては、助成金額が少ないため有意義な活動に支障をきたす場合は、運営委員会の判断で助成枠を2万円まで拡大することができるものとする。

第五章 会 計

(会計年度)

第 18 条 町内会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(財 源)

第 19 条 町内会の財源は、会費、寄付金、助成金、事業収益金、その他の収入をもって充てるものとする。

(会 費)

第 20 条 町内会の会費は、月額 300 円とする。但し、会費の減額については、役員会に諮り、承認を得るものとする。

(積立金)

第 21 条

1. 災害対策及び町内活動による必要な施設・備品を計画的に整備するため、会費の一部を積立することができるものとし、積立金額は、定期総会に報告し承認を得るものとする。

2. 積立金を支出する必要が生じた場合は、役員会の審議を経たのち、定期総会において承認を得るものとする。

但し、緊急を要する場合は、会長の判断で支出したのち、事後に開催される総会において承認を求めるものとする。

第六章 その他

(雑 則)

第 22 条 この会則にない事態に直面した場合は、運営委員会で誠実に対応し、その結果を役員会に報告する。

付 則

1. この会則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
2. この会則は、平成 14 年 4 月 14 日から一部改正し実施する。
3. この会則は、平成 16 年 4 月 11 日から一部改正し実施する。
4. この会則は、平成 17 年 4 月 10 日から一部改正し実施する。
5. この会則は、平成 19 年 4 月 15 日から一部改正し実施する。
6. この会則は、平成 20 年 4 月 19 日から一部改正し実施する。
7. この会則は、平成 25 年 4 月 8 日から一部改正し実施する。
8. この会則は、平成 29 年 4 月 9 日から一部改正し実施する。
9. この会則は令和 7 年 4 月 1 日から一部改正し実施する

新さっぽろ町内会会則施行細則

(役員選考委員会)

第 1 条 会則第 8 条第 2 項に定める役員選考委員会は、次の通りとする。

1. 役員選考委員会は、会長が指名選任した委員と区長で構成する。但し、会長指名委員は 5 名以内とし、総数 17 名とする。
2. 役員選考委員会は、役員改選年次の 2 月役員会において、会長が氏名を報告し、役員会の承認を得る。
3. 役員選考委員会には、選考委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選とする。
4. 役員選考委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、決議は、出席委員の過半数により決定する。
5. 役員選考委員会は、役員候補者の選定にあたって、町内会長、副会長、各部長から、町内活動の実施状況 等に係る意見を聴取することができる。
6. 役員選考委員会は、候補者の選定にあたって、候補者の所属する区長に、区の意見を聴取することができる。
7. 役員選考委員会は、推薦する候補者の氏名を総会に報告し、承認を得たときに、その任を終える。

(実行委員会)

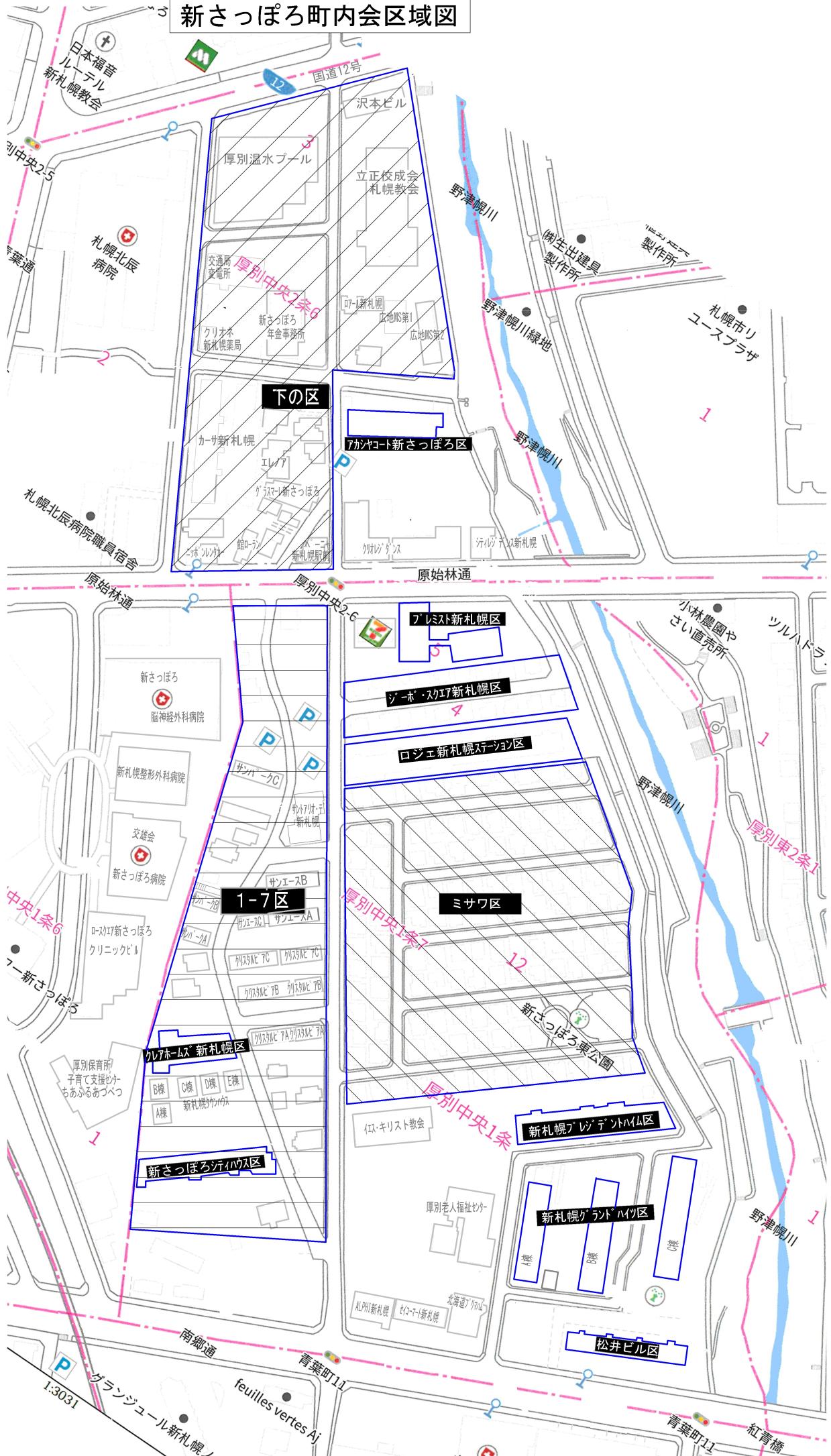
第 2 条 会則第 12 条第 5 項に定める実行委員会は、次の通りとする。

1. 実行委員会は、役員会及び運営委員会の発議に基づいて、役員会の中に設置する。
2. 実行委員会は、会長が、役員会、運営委員及び各区の会員から選任し、役員会に諮り承認を受ける。
3. 実行委員会は、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選とする。
4. 実行委員会は、当該行事・事業の実施計画の策定、実施体制の整備、及び事業を実施する。
5. 実行委員会は、事業の実施結果を役員会に報告し、その任を終え

新さっぽろ町内会別加入世帯数と代議員数等
 (令和7年4月1日現在)

区名	世帯数	代議員数	班数	回覧数	備考
新札幌グランドハイツ区	133	5	14	14	
新札幌プレジデントハイム区	62	3	7	7	
ミサワホーム区	116	4	11	11	
1 ~ 7 区	78	2	11	11	
新さっぽろシティハウス区	57	3	6	6	
ロジエ新札幌ステーション区	66	3	7	7	
アカシヤコート新さっぽろ区	40	2	4	4	
下の区	31	2	2	2	
クレアホームズ新札幌区	44	3	3	3	
松井ビル区	27	2	4	4	
ジーポ・スクエア新札幌区	17	2	1	2	
プレミスト新札幌区	57	3	8	8	
エレノア(セナホーム)	54				
ペーニヤ新札幌駅前	8				
さっぽろ健康スポーツ財団	2				
合計	792	34	78	79	

新さっぽろ町内会区域図



新さっぽろ町内会
ホームページ・アドレス

<https://sspcnk.site>